

奈良県告示第二百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年九月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
筒井町薬局	大和郡山市筒井町一六〇二	平成二十六年十二月三十一日
スギ薬局五位堂店	香芝市別所四二―五	令和二年七月二十二日
かりん薬局	北葛城郡王寺町王寺二―九―一 五 ル・カーラビル一階	令和二年七月二十六日
リモケア薬局	北葛城郡広陵町馬見南四丁目一番一九号	令和二年七月三十一日